

令和6年第1回三豊市議会臨時会 提出議案一覧

議案番号	件名	ページ 番号
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて(令和5年度三豊市一般会計補正予算(第5号))	2
議案第2号	令和5年度三豊市一般会計補正予算(第6号)	4
議案第3号	三豊市手数料条例の一部改正について	5
議案第4号	三豊市教育委員会委員の任命について	9

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて(令和5年度三豊市一般会計補正予算
(第5号))

令和5年度三豊市一般会計補正予算(第5号)を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和6年2月22日提出

三豊市長 山下 昭史

専決処分書

令和5年度三豊市一般会計補正予算(第5号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別冊のとおり専決処分する。

令和6年1月25日

三豊市長 山下 昭史

議案第2号

令和5年度三豊市一般会計補正予算(第6号)

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度三豊市一般会計補正予算(第6号)を別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第3号

三豊市手数料条例の一部改正について

三豊市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市手数料条例の一部を改正する条例

三豊市手数料条例(平成18年三豊市条例第71号)の一部を次のように改正する。

別表戸籍の部戸籍の謄抄本又は全部若しくは一部の記録事項証明書手数料の項中「全部若しくは一部の記録事項証明書手数料」を「戸籍証明書の交付手数料」に、「証明する」を「交付する」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号(以下この項において「戸籍電子証明書提供用識別符号」という。)発行手数料</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき</p>	<p>400。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。</p>
---	----------------------------	--

別表戸籍の部除籍の謄抄本又は全部若しくは一部の記録事項証明書手数料の項中

「全部若しくは一部の記録事項証明書手数料」を「除籍証明書の交付手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号(以下この項において「除籍電子証明書提供用識別符号」という。)発行手数料</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき</p>	<p>700。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。</p>
---	----------------------------	---

別表戸籍の部戸籍に記載した事項に関する証明手数料の項及び除籍に記載した事項に関する証明手数料の項中「証明手数料」を「証明書の交付手数料」に改め、同部中

「

<p>届出、申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書手数料</p>	<p>1通につき</p>	<p>350</p>
<p>上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知</p>	<p>1通につき</p>	<p>1,400</p>

の届出の受理証明書手数料		
--------------	--	--

を

「

戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料	1通につき	350。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合は、1,400とする。
--	-------	--

」

に改め、同部届書その他の書類の閲覧手数料の項中「届書その他の書類の閲覧手数料」を「戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第4号

三豊市教育委員会委員の任命について

下記の者を三豊市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住	所	香川県三豊市
氏	名	金山 郁子

令和6年2月22日提出

三豊市長 山下 昭史